

【1】「誰一人取り残さない」人間復興の宮城県政を改める。

仙台市内初、新型コロナウイルス感染者の確認があり、県の対策も新たな局面に入りました。WHOのコンサルとしてフィリピンでSARS封じ込めチームを指揮した高橋(央)医師は「8ヶ月で終息したSRASとは明らかに違う。終息には最低1年～2年はかかると思う」と話されています。知事におかれましては「宿泊税条例案撤回」にとどまらず、政策優先順位を抜本的に改めて頂きますよう指摘し、通告に従い質疑・質問致します。

大綱1、東日本大震災のみならず「誰一人取り残さない」人間復興の宮城県政を改めて求めるものです。阪神淡路大震災被災地の兵庫県での孤立死は昨年1年間で75人。25年間で1172人となっています。宮城県の「孤独死」は、「みなし仮設住宅被災者」が定義から除かれており、狭いカウントですが、昨年末までで計271人にのぼり、阪神淡路被災地同様に出現率が増えています。

①災害公営住宅入居者は他の公営住宅よりも低所得者や高齢者の割合が高くなっています。その中で、災害公営住宅は、(所得から各種控除分を抜いた)政令月収8万円以下の低額所得者について、住宅供用開始後6年目から段階的に家賃が上がる事になっていました。被災者・住民の方々自らが署名を集め、市町行政と交渉を行い、低額所得者の家賃減免期間の延長を実現できたのは16市町でした。その16市町でさえ、家賃減免打ち切り期限が目の前に迫り、11年目以降、2倍3倍に家賃が跳ね上がり、生活できない方々が増えます。「11年目以降も家賃減免が継続されるように」宮城県が関係市町に働きかける事を求め伺います。

②災害公営住宅は、建物ごとに家賃も共益費も大きく異なります。建築当時の資材や人件費の高騰がそのまま家賃等の算定に反映されているためです。被災から約9年が経ち、お子さんが就労したような世帯が世帯収入で基準を超えてしまい、当初月額2～3万円程度だった家賃が、10万～14万円にも跳ね上がり、引っ越しを余儀なくされています。これらの収入超過者の負担軽減策は県内12市町で実施されています。実施自治体が拡大されるよう働きかけて頂きたいのですが、いかがですか。

③被災者の自治会活動に県が直接補助を行う「地域コミュニティ再生支援事業補助金」は、被災者の皆さんから大変感謝されています。しかしこの制度もまた期間打ち切りが迫っています。ようやく定着できつつあるコミュニティ活動を息長く続けていくために、補助期間の延長と対象拡大を求めます。また国に対してこの事業及び生活支援員などの原資となっている「被災者支援総合交付金」の継続を求めて頂きたいのですが、いかがですか？

④被災者生活再建支援金の加算支援金について、申請期間の期限が2020年4月10日に迫っています。転出者等への周知や未申請世帯の状況の把握、申請意思の確認に更に時間を要するため、期間の再延長を求め伺います。

⑤昨年の台風19号被害では1m未満浸水深だと「一部損壊扱い」にしかならず、住宅への支援が一切無くて困っている世帯が大量に生まれました。例えば村井知事お住まいの近隣でも、4000万円もかけた新築のAさん宅は、床上15cmの「一部損壊」にしかならず、高圧洗浄機で自力洗浄しても汚水にまみれた汚染は拭き切れず、断熱材が破裂したハウスダストも加わり、小2・中2のお子さんが喘息発作で緊急搬送。現在も治療を継続しています。30代の母親も疲労・栄養失調が重なり職場で倒れ緊急搬送されました。Aさん宅は、リフォームに700万円かかります。1月中旬から3月中旬、リフォームする2ヶ月間の仮住まい先さえ全く見つからず、つてを頼んでようやくアパート暮らしが始まりましたが、仮住まいの家賃や家財もすべて自己負担となりました。リフォーム期間は、せめて「みなし仮設住宅扱い」として「家賃補助を」と関係機関に働きかけましたが、いずれも却下されました。Aさん宅は貯蓄が底をついています。Aさん宅のような事例は、県内でも沢山あるのではないのでしょうか？宮城県はこれらの実状・実態をつぶさに把握していますか？伺います。

⑥仙台市では一部損壊が1981件にのぼる一方、半壊以上はわずか7件にとどまっており、他の市町も同様です。しかしこれは、2004年10月28日付「府政防第842号」「浸水等による住宅被害の認定について」等の通知が市町で十分活用されていないために起きている事態だと考えられます。通知には「『1(前記)』に示した点に留意しつつ、適切な被害認定を行う事により、浸水により畳(・床)が浸水し、壁の全面が膨張しており、さらに浴槽などの水廻りの衛生等についても機能を損失している場合には」「一般的に『大規模半壊』または『全壊』に該当することも考えられる」と明記されています。改めてこの通知の趣旨を宮城県が全市町に再徹底され、罹災判定を見直し、遡及も行き「一部損壊」世帯の救済にも活用下さい。いかがですか？

⑦行政が、取り残されている在宅被災者の方々をアウトリーチで働きかけ、生活実態をよくお聞きし、個別カルテ化し、伴走型で、1人ひとりのお困り事を一緒に解決する「災害ケースマネジメント」事業を、全ての市町で実現できるように、宮城県自らが鳥取県のように予算と人手を配置し、宮城県独自の被災世帯への支援制度を創設し、制度活用を市町に働きかける事を求め伺います。

【2】内水氾濫に対応する総合的な治水対策

東日本大震災以降も県内はもとより全国各地で様々な災害が頻発しています。昨年の台風19号被害では、堤防決壊などによる甚大な外水被害や土砂災害だけでなく、堤防は無事なのに排水・貯水機能が不十分な為に起きる内水被害の問題も、丸森町や大郷町、大崎市はもとより仙台市など全県各地で顕在化しました。

①仙台市・宮城野区には、二級河川七北田川と梅田川があります。宮城野区のほぼ全域と・若林区の一部の雨水排水が集中する梅田川流域では、1986年8.5豪雨以来3~4年に一度のペースで内水氾濫を起こし、集落まるごと規模の床上浸水常襲区域が点在しています。そこで地元有志が国に直接働きかけ、1992年「都市河川内水対策特別緊急事業」に梅田川が指定され、仙台市を通じて国から3カ年180億円の予算投下が実施されました。以来、住民有志の取り組みは河川愛護協会、梅田川浄化会、公設民営の仙石コミュニティ広場運営などに発展し、先の台風19号等では床上浸水が多発する中、3日間合計で自家用車のべ460台の被害を免れる事ができました。住民有志は流域の協議会を立ち上げ、流域全体を捉え、ポンプ設置はもとより、中流域への巨大調整池の設置、各家庭への天水桶設置、上流域には落葉樹植林を働きかけ、周辺町内会のコミュニティ作りは行政との連携で防災・減災のまちづくりと直結しています。県は「台風19号を踏まえた今後の治水対策在り方検討会」を2月12日に設置しました。この会議の中で、梅田川流域の「市民参加型」「防災・減災のまちづくり」好事例にもよく学び、県内全流域、各々の課題解決に役立てるよう求め、伺います。

②仙台市の雨水対策は「10年確率総降雨量」を基準に採用し内水排水ポンプ整備を進めています。しかし2014年の豪雨、2019年の台風は「10年確率」をはるかに凌駕しています。他市町と比べればはるかに財政力のある仙台市でさえ「10年確率」に見合う排水対策の進捗率は35.5%とまったく追いつきません。気候変動で年々勢力を増す異常気象には、抜本策と共に緊急対策が必要です。まずは宮城県自身が予算を組み、県内各地の水害常襲各地に緊急内水排除ポンプが配備されるよう求め、伺います。

③土地開発には「その開発によって他の地域に害が及ぶ事の無いように」という基準が採用されています。ところが、宮城県の開発が原因で水害がさらに誘発される危険が想定されているのが、JR貨物ターミナル駅移転候補地より低地であり「農業用水路・境堀」を通じて梅田川に雨水排水が集中する地域です。台風19号では、この「境堀」が宅地側に逆流している様子を住民が動画で撮影しています。JR貨物ターミナル駅の敷地分23haの遊水池機能であった水田を潰した結果生まれる内水排水対策は、広域防災拠点整備のためにJR貨物駅移転を岩切地域に誘導した宮城県に責任があります。この分の緊急内水排除ポンプは宮城県が早急に設置すべきと考えます。いかがですか？

【3】水道「みやぎ方式」について

①日本共産党代表質問で三浦県議は「上水道の水質検査は『抜き取り』で行うのか？」と質しましたが、公営企業管理者は「『抜き打ち』で行う」と答弁を避けました。「品質検査では必須である『抜き取り検査』を徹底させる」と約束下さい。いかがですか？

②投資家と国家の紛争解決手続きを定めた「ISD 条項」をめぐる問題について伺います。公営企業管理者は、水メジャー企業のあるヨーロッパの国々と日本は ISD 条項を結んでいないので「損害賠償される状況にはない」と答えました。しかし、日欧 EPA は、ISD 条項の合意に現在は至らず発効していますが、日本政府は強硬に ISD 導入を主張しており、将来の可能性を否定できません。また、ISD 条項は本社がどこにあるかが問題ではなく、投資家が属している国と締結していれば、提訴が可能となります。事例もあります。これらを考慮すれば、ISD 条項に基づいた「損害賠償が無い」とは決して言い切れません。こうした重大な問題をそのままに、日本法人格を取得したとしても、水メジャーのような海外資本企業は合同運営会社(SPC)からは省くべきと考えますが、いかがでしょうか。

③2月1日に大崎市(63名)と白石市(35名)で開催された「水道みやぎ方式」県民向け説明会に参加しました。本来なら民間企業の参入を許す条例改定の前段階で、関係する全ての自治体で県民向け説明会が実施されるべきでした。流域下水道と受水市町村の計26市町が関係自治体です。残り23自治体全てで県民向け説明会を開催する事を、事業者選定手続きに入る前の最低条件として求めるものです。いかがですか？

④水道事業を民間企業に20年の長期にわたって委ねる事への県民の不安と疑問は広がるばかりです。事業者募集手続きは一度立ち止まり、県民の理解と納得・合意を得る努力を優先すべきと思いますが、いかがですか？

【4】大川小確定判決を踏まえた学校防災の確立

①2月5日に設置された学校防災在り方検討委員会は、大川小確定判決を踏まえたと言っているにも関わらず、事故の検証に一貫して取り組んだ原告団の推薦する方が1人もメンバーに入っていません。大川小確定判決で初めて判例とされた「組織的過失」「事前防災体制」が今後の宮城県の学校防災に活かされるよう、今からでも原告団推薦の委員追加を求めます。いかがですか？

②1月26日に実施された「第29回大川小伝承会の主催する語り部会」に参加しました。あの場に立って、語り部の皆さんのお話を直接伺うことが「防災意識のギアアップ」を促し、それぞれが持ち場に帰ってからの「防災体制作り」に繋がるのだと改めて感じました。宮城県教育委員会は、全県の校長研修に大川小を訪れる新規事業を準備しておられます。これと併せて宮城県教育委員会幹部全員が「大川小伝承会の主催する語り部会」に参加する事を求めます。いかがですか？

③石巻市や石巻市教委による証言メモ廃棄や虚偽答弁などが問題となっていた中、宮城県自身が議会も開かず知事専決で控訴・上告を行いました。宮城県が宮城沖地震への事前対策を怠っていた事の検証は、終わっていません。県教委は、本来もっと早い段階でご遺族に寄り添うべきでしたが、責任を回避し続けました。先の議会では宮城県が賠償金を立て替え、後から石巻市に全額求償する事が可決されてしまいました。また、遊佐県議への答弁で知事は「判決文には宮城県の責任が明記されていないとして、知事の立場としてはご遺族に謝罪はできない」と拒否しました。これらは全責任を石巻市に負わせ、宮城県として判決の趣旨を真摯に学び反省し、教訓化する姿勢とかけ離れています。知事には組織のトップとして、ご遺族と被災地の痛みを寄り添わなかった事を踏まえた謝罪を求めるものです。いかがですか？

④私達は原発事故も隣県で体験しました。大川小確定判決が出た今、今後の「学校防災」では判決をもとに「原発事故を伴う複合災害」に備えなければなりません。県教委は「原発事故を伴う複合

災害」について、児童・生徒の避難マニュアルや避難訓練の実効性について、どう「事前に」チェックし、煮詰めるお考えか、県教委としてどのような事態を想定し何を課題と認識されているのかお尋ねします。

⑤東日本大震災で大きな被害を受けた女川原発に、原子力規制委員会から審査合格が下されました。979 件のパブコメには津波の想定や被災した原発への揺れの影響等を心配する声が数多くあります。知事は「再稼働の有無とは別に原発避難計画は不可欠」とは答弁しますが、知事には再稼働した原発が事故になった場合の方が空間・時間・社会的にもはるかに決定的な影響が出るという認識が欠けています。平日日中、原発事故を伴う複合災害が起きた時、学校にいる児童・生徒が、保護者と合流できない場合「安定ヨウ素剤」の服用には直接誰がどのように責任を負いますか？伺います。

【5】宮城県美術館移転・宿泊税導入問題にみる村井知事の政治姿勢について

(1) 宮城県美術館移転問題

①この間、「宮城県美術館移転を取りやめ、現地改修の基本方針に立ち返るよう求める」要望が、宮城県芸術協会をはじめ、市民有志や大学教授有志など幅広い方々から相次いでいます。震災復興企画部は、県有施設再編在り方懇「最終案」や今議会の論戦をもとに、3月中に「基本方針」を機関決定するとしています。しかし機関決定は「メリット・デメリット」の全てをテーブルに乗せ、県民との十分な対話を行った「その後」にするべきではありませんか？伺います。

②あくまで『たたき台』だとし「移転ありきでは無い」と言うのなら、今後の議論の進め方としては、県民・美術館関係者と行政が一堂に会し「話し合い・対話」する場の開催を求めるものですか？

(2) 宿泊税導入について

「今議会の宿泊税条例案は撤回」された事については評価するものです。ある宿泊事業者からは「新型コロナの問題でキャンセルが相次ぎ火の車。宿泊税導入なんて本当にとんでもなかった。今回は良かったが、再浮上する可能性はあるのか」と心配の種は尽きません。知事はこの先については「白紙」だと言っていますが、私たちはこの先も二度と宿泊税導入の提案をするべきではないと思っています。

①今回、条例案が撤回された背景にある新型コロナウイルスの感染拡大に関して、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合が加盟 248 件を対象に調査したところ、現在の到達は、101 件の回答で 9 万 2 千 887 人のキャンセル。損害は 11 億 1717 万円にのぼるということでした。被害救済のテンポが遅く、スケール感が小さすぎます。宿泊施設のみならず関連企業も含め、倒産・廃業の懸念があります。休業やキャンセルなど収入が減った分の補償を国に求めると同時に宮城県独自の救済策を講じる必要があります。いかがですか？

(3) 知事の政治姿勢について

宿泊税条例案は撤回しましたが、美術館移転、水道みやぎ方式など村井知事の姿勢に共通しているのは、当事者・県民の声をないがしろにしている事です。主権者軽視の態度がずいぶん目立つようになりました。

昨年 2 月議会では「大事な事を勝手に決めないでほしい。県民みんなで決めたい」と、「女川原発再稼働の是非は県民投票で決めるよう」に求める請求署名が法定必要数の約 3 倍、11 万 1743 筆も集まり議会に諮られました。知事は県民投票の是非について自らの意見を最後まで語らず、議会の反対多数によって否決された事は、誠に残念でした。

①女川原発の避難計画の実効性を検証することなしに国任せで「女川原発再稼働」を知事が勝手に追認するのなら、県民の生命と暮らし、財産は守れません。地方自治は国の下請け機関ではありません。「知事」という宮城県最高責任者の任務は、主権者・県民の「命」を受け、代理しているに過ぎません。知事としての任務・責任を果たそうと思うなら、宮城県独自に市町作成の原発避難計画・訓練を検証し、実効性あるものに煮詰める事を求めるものです。いかがですか？

②村井知事の物事を勝手に決めていく独断専行姿勢に県民の批判が益々広がっています。去年は県民による直接請求条例案が出され、今議会では県議有志による議案提案されましたが、主旨の説明も、委員会付託も、質疑・討論も審議自体もできないまま、否決されてしまいました。かえすがえすも残念でなりません。

主権者・県民の声を受け止める努力を十二分に重ねた上で、知事は国への返答を行うべきです。いかがですか？以上で壇上からの質疑・質問を終わります。

【再質問】大綱 4. 大川小確定判決を踏まえた学校防災の確立

①大川小確定判決は今後の学校を含む防災対策の最低基準になりました。宮城県が宮城沖地震への事前対策を怠っていた組織的過失の検証も、事後対応の検証も終わっていません。それにも関わらず、判決文だけ引いて「知事という立場ではご遺族に謝罪できない」とは、あまりに無責任です。組織のトップとして謝罪する事は、今後の学校防災を含む危機管理体制の構築にとって、出発点なのではありませんか？

【再質問】大綱 3. 水道「みやぎ方式」について

①水道事業においても、アルゼンチンのブエノスアイレス州のコンセッション契約において「州政府が料金値上げを拒んだこと」などを理由に州政府が水メジャーから提訴されています。ご存知ですか？

②県民には、ヴェオリア・ジャパンやスエズ・ジャパンのような海外資本・水メジャーが宮城県の水道事業に参入する事自体への警戒があります。知事の言う目的を達成させるためだけならば、海外資本企業を合同会社(SPC)から省く事は支障になりません。省いてください。いかが？

③製造業では一般的に必ず行われる品質管理である「抜き取り」検査を「間引きする事なく」運営権者に義務付けるのは、仕様書がない上に新規参入業者である以上、事故を未然に防ぐ上で必要不可欠です。いかが？

④県企業局の「要請があればどこにでも説明に行く」という姿勢だけでは、県民合意は決して得られません。残り 23 自治体全てに、宮城県自身が出向き、県民向け説明会が終わるまでは、事業者募集をストップさせるのは最低条件です。急ぎ生煮えのままスタートさせる必要を県民は全く感じていないわけですから。いかが？

【再質問】大綱 5. 宮城県美術館移転問題

- ①この問題でも知事の言動が当事者を傷つけています。移転しないで現地改修を望む人々に対し「感情的反発」や「誤解」と発言されていました。知事の言う「誤解」とは、何をさしているのですか？
- ②「県民には誤解もあるようだから宮城県側の『たたき台』を説明させてほしい。メリット・デメリットを揃えさせてほしい」と言うのなら、「基本方針」を機関決定を今年度中に行うなんて論外です。材料を全て揃え県民との十分な対話を優先させるが当然です。3月中の機関決定にこだわる理由は全くありません。どうですか？
- ③県民・関係者との話し合いの結論によっては「たたき台は、全面撤回もあり得る」事を、まずは約束すべきです。どうですか？
- ④この間要望書やアンケートを宮城県に提出された団体全てに「話し合い・対話」を、宮城県から呼びかけ、対話の在り方や回数自身を事前によくすり合わせ合意を得るべきです。くれぐれも宮城県側が一方的に「たたき台」を押しつけるべきではありません。約束して下さい。

【再質問】大綱 5. 知事の政治姿勢について

- ①原発事故と放射能汚染に不安を抱く県民の多くが、大事なことには参加したい、大事なことはみんなで決めたいと、その意思を表明できる機会を県民条例に求めたのは、生存権と幸福追求権に照らしても当然のことでした。知事は、「県議会や市町村、住民説明会でも意見を聞いて『再稼働について理解』するかどうかを判断する」と答弁していますが、きわめて不十分です。生死を分ける問題で県民総意を集める手立てが必要な時、知事はどのように「衆知を集める」手立てを講じるお考えなのでしょう？伺います。
- ②知事には「原発の避難計画に対する権限が無い」などと、情け無い事を言わないで頂きたいです。宮城県民の生命と財産を守る決意が知事にあるのなら、最低でも実効性のある避難計画と県民合意が無ければ、国から「地元同意」の「理解」を求められても「女川原発再稼働は認めない」と明言すべきです。
- ③知事におかれましては、主権者・県民との合意を何よりも尊重する県政運営を切にお願いして、質問を終わります。